

広島の公教育が異常になった背景 ③

～革命理論とその実践が行われた 1970 年代の公教育の現場～

昭和 45 年(1970 年)前後、左翼集団がそれぞれ革命理論を築きあげますが、その実践を各地・職場で行います。「革命理論とその実践」です。角材を振り回して暴れ、火焰瓶を投擲して商店や車を焼き払い、街を騒擾化する中で政府を打倒するという闘争は、武装闘争によって革命を成し遂げるという左翼過激派の「革命理論」の「実践」ですが、左翼集団は様々な闘争形態で、様々な場所で革命理論の実践を行います。

次に示すものはいずれも左翼勢力による「新たな革命闘争」です。労働運動を階級闘争ととらえ、組織力を背景にした力で管理職に団交を迫る。団交によって職場の管理権を奪う。闘争に対する批判や反対は一切許さず、自派以外のメンバーを排除し、組織を支配し独占する。地方自治体が行う施策を人民管理する。地方自治体の支配を通じて中央を包囲し、自派の勢力を強化し拡大する。自派の理論を正当化し、目的達成のためならば暴力も法令違反も何でもする。

驚くことに学校にも「革命理論とその実現をめざす」運動が持ち込まれ、実践されていきます。今回はこの「革命理論」が具体的にどのようなもので、学校にどのような形で持ち込まれたのかを明らかにしていきます。

左翼集団が過激な闘争を始めるようになったのは 60 年安保闘争がきっかけです。このあたりから話を進めましょう。

新左翼過激派集団による「革命理論とその実践」

60 年安保闘争は、社会党、共産党、総評、国労、全学連などが大規模なデモやストを展開します。国会や首相官邸を連日十数万人のデモ隊が取り囲んで日米安全保障条約改定に反対します。革命前夜の様相を呈しますが、条約改定は昭和 35 年(1960 年)6 月に自然成立します。

この安保条約改定阻止の失敗は、反対する左翼諸団体に大きな影響を与えます。激しい「階級闘争」で国内を騒擾し混乱させて岸内閣を退陣に追い込んだ全学連や諸政党の活動は、その後のベトナム戦争反戦運動や大学紛争での反体制運動に展開、発展させていきます。

一方、安保改定を阻止できなかったことに強い「挫折感」を抱き、安保闘争を「敗北」と総括したのが全学連系の新左翼勢力です。彼らは 60 年安保闘争の中核となって闘いましたが、安保闘争を挫折と「総括」するなかで、より過激な、実力行使を伴う新左翼集団を形成します。

70 年安保条約改定(昭和45年)が近づくと、政府は自動延長の方針を早々に掲げます。そのころ盛り上がっていた「沖縄返還要求」「安保廃棄」「ベトナム反戦運動」の運動がさらに加熱し 60 年安保の時の騒擾再現を恐れたからでした。しかしこれに強く反発したのが先の全学連系の新左翼勢力です。彼ら

は暴力的な階級闘争によって日本革命を成し遂げることができるという理論を構築し実践していきます。暴力革命路線を掲げてそれぞれ独自の闘争形態で暴力革命理論を実行します。「革命理論とその実践」です。

共産党から日本トロキスト連盟が分裂し(33 年)、さらにこれが分裂して中核派と革マル派が生まれます(38 年)。暴力革命路線に走ったものとして他に「共産主義者同盟」「革労協」「赤軍派」などもあります。

暴力による「革命理論とその実践」として行われた闘争をいくつか挙げましょう。(本誌 40 号、41 号に掲載)

- ① 「東大安田講堂事件」 昭和 44 年 1 月、東大安田講堂を全共闘が武装闘争によって占拠した事件です。火炎瓶や投石、強固なバリケードを築いて抵抗します。全共闘や新左翼の学生が「大学解体」を主張してバリケードを築いて安田講堂を占拠。暴力的に屋上を占拠し「中核」「革マル」の旗を立て、垂れ幕を下ろします。卒業式が中止となり機動隊が出動して封鎖解除する中で多数の負傷者が出ました。これを機に全国の大学に大学闘争が広がりました。
- ② 「広島の新左翼過激派教師たち」 44 年 10 月、広島の新左翼過激派教師たちが、暴力革命闘争に参加し、火焰瓶や石を投擲していたとして5名が現行犯逮捕されます。「安保体制打破」「沖縄即時無条件全面返還」などを掲げた国際反戦デーの闘争に加わっていました。全共闘や中核派などが新宿や高田馬場駅周辺で乗用車をひっくり返して放火したり、火炎瓶を投擲したりします。5 人の広島の教師らは、体制転覆を狙ったゲリラ的武装闘争に中核系反戦青年委員会のメンバーとして闘争していました。(本誌40号に掲載)
- ③ 「よど号ハイジャック事件」 45 年 3 月、共産同赤軍派のメンバー9 人が、羽田発福岡行きの航空機「よど号」をハイジャックし、北朝鮮の平壤へ渡った事件。海外の革命運動と国際連帯し、世界同時革命をめざして起こした事件です。
- ④ 「渋谷暴動事件」 46 年 11 月、社会党、共産党、中核派らが沖縄返還に反対して「渋谷に大暴動を」「首都に内乱暴動を巻き起こせ、機動隊は徹底的に殲滅せよ」などと武装蜂起を扇動し、革命をめざした暴力闘争です。警察施設や民家・商店に火焰瓶を投げつけ、機動隊員を襲撃して死亡させています。犯人の大坂正明は逃亡し続け、広島市内のアジトに潜伏していたところを平成 29 年にやっと逮捕されます。(本誌 39 号、41 号に掲載)
- ⑤ 「あさま山荘事件」 47 年 2 月、過激派集団、連合赤軍が長野県の保養所を占拠し、人質を取って籠城し、警察隊に銃撃した事件です。連合赤軍は、武装闘争によって共産主義革命の達成をめざすため、「山岳ベース」で合同軍事訓練を行うなどしていました。この「山岳ベース」で行った「総括」で12名ものメンバーを殺害します。仲間内での路線の違いや主導権争いから「共産主義化された革命戦士」になるためと称して、凄惨な暴力やリンチを加える中で相互批判や自己批判をさせて「総括」し、次々と殺害しています。「総括」の本質を現した事件です。(本誌 39 号)
- ⑥ 「桐島聡 東アジア反日武装戦線による連続企業爆破事件」 昭和 49 年 4 月から 50 年 5 月にかけて、桐島聡ら東アジア反日武装戦線が連続企業爆破事件を起こします。反日帝国主義や窮民革命論という革命理論を実践した武力闘争です。三菱重工・大成建設などが爆破の標的とされたのは「アジア侵略に加担している企業」を殲滅せよという革命理論によるものでした。事件を起こし

た桐島聡は深安郡神辺町(現福山市)出身で、福山市内に転居して市立東小学校、東中学校を卒業し、県立尾道北高校へ進学卒業し、明治学院大学に進み、その4年生の時に連続企業爆破事件を起こします。霧島が凄惨な連続爆破事件を起こしたのは、その要因に広島での「解放教育」を受けていたことがあるのではないかと考えています。(本誌 38 号～41 号に掲載)

- ⑦ 「公労協によるストライキ権奪還スト」 昭和50年11月、公労協(公共企業体等労働組合協議会)に加わる国労や動労がスト権ストを決行します。ストライキによって交通をマヒさせ、産業・経済を混乱に落とし入れている中、政府をねじ伏せて革命を達成しようとしたものでした。当時国鉄は「階級闘争至上主義」を掲げる国労と動労が支配していました。国労の主導権を握っていたのは日本共産党と協会派です。動労は過激派革マルが執行部を支配していました。8日間にわたる全日スト、半日ストによって運休が相次ぎ、国民生活・経済は深刻な打撃を受けました。しかし政府関係者が深刻な危機感を抱いたのは、官公労が革マル派に乗っ取られて国家転覆が起こされるのではないかということでした。それほど国労と動労は力を持ち国鉄を支配していました。国労と動労が職場を支配することができたのは、職場で「団交の場の拡大」を図ったからでした。両労組は「職場を労使対決の場」と捉え、あらゆる職場で闘争が展開できるように、職場闘争を強化し、現場長との「団交権」を認めさせました。これにより勤務時間中もあらゆる職場で「団交」が行われ、階級闘争が職場で展開されていきました。こうして職場を組合の管理下に置く「人民管理」を成し遂げた上でスト権ストを断行しています。(本誌39号に掲載)

新左翼勢力の2つの特徴

60 年安保闘争を敗北と「総括」した新左翼勢力。安保反対闘争に失敗した彼らがその後どのように闘争したのでしょうか。特徴として 2 つあります。

一つ目は、「革命理論とその実践」です。新左翼勢力は、それぞれの党派ごとに掲げる革命理論、闘争方針を実行に移しています。「武装蜂起・暴動」、「ゲリラ的武装闘争」、「海外の革命運動勢力との国際連帯による世界同時革命の達成」など闘争形態は違いますが、体制を転覆し革命をおこすための革命理論を掲げ、その実践をしていたのは共通しています。それぞれが党派ごとに掲げている革命理論に沿ってその実践をしていたのです。

2 つめは「総括とリンチ」です。新左翼勢力は「革命」という共通の目的を持っていますが、党派抗争を繰り返し、暴行やリンチで他勢力を痛めつけます。彼らは共産党を敵視し敵対する他、主義・主張が異なる他の新左翼勢力と敵対し、暴力によって相手勢力の殲滅を図ります。特に革マル派と中核派の「内ゲバ」は激しいことで有名で、ヘルメットやゲバ棒で武装して互いに暴力を振るい、殺し合いの状態にまで至っています。なぜ内ゲバを起こすのでしょうか。その原因には、各派が自派の革命理論が唯一正しく、自派以外は殲滅すべき革命の敵という分派殲滅の思想があるためです。そのため他派切り崩し、分派闘争、組織の主導権争いを行います。

自派内でも支配権を握るための苛烈な争いを行います。「総括」「点検」という名の下に「自己批判」「相互批判」させ思想や行動をチェックし、イデオロギーを押しつけます。従わないと長時間の監禁、拘束をし、集団で暴行やリンチを加えます。こうして「総括」によって懲罰を加えて屈服させ、あるいは「処分」と称して排除し主導権を握り支配をしていきます。排除した者に対してはさらに徹底的に攻撃・糾弾します。各集団は「内ゲバ」を革命達成に不可避の崇高な義務と位置づけ、正当化しています。自派の

革命理論だけが正しくて、他派の理論は間違っているのに、他派を殲滅しなければ革命は達成できないという理論です。革命理論を押し通すには私的制裁(リンチ)・「総括」を行っても良いという考えです。リンチ・総括を容認するなんとも偏狂で身勝手な理論ですが、このような暴力や武装闘争、リンチ、総括を革命達成に欠かせない重要な義務として、これらを駆使します。

「行政闘争」という闘争形態で階級闘争する解同

70年安保闘争があった昭和45年前後は、左翼勢力の中から過激な暴力革命路線を掲げる新左翼勢力が結成され、次々と「革命理論とその実践」を行ったこと。それから新左翼勢力内で路線の違いによりゲバ棒や角材で武装闘争をする「内ゲバ」を行ったり、リンチや「総括」で党派を分裂させ、主導権を握る争いが繰り返されていた、ということが分かったと思います。

これらと広島状況を重ね合わせてみましょう。どのようなものが見えてくるでしょうか？

まず、広島の教育に「差別」を口実に介入し大きな悪影響を及ぼした解同はどのような団体なのでしょう。最初にこの点を明らかにしていきます。

解同(当時 部落解放全国解放委員会)は昭和21年2月、に結成しますが、「民主主義革命の徹底的遂行による部落民の完全なる解放」と、最初から革命を起こすことを目的として結成した団体であることが分かります。

全国水平社時代にも「決議」で「徹底糾弾を為す」とリンチや暴力を伴う「徹底糾弾」を行うことを打ち出しています。

第7回大会では「差別行政反対闘争」の方針を決め、それ以降、この闘争形態を解同の基本戦術として行っています。行政の停滞が差別を温存助長していると、差別を行政の責任として糾弾するという闘争です。

解同は、糾弾闘争をイデオロギー闘争、権力闘争であると位置づけしています。

「(われわれは差別糾弾を)イデオロギー闘争の場であると考えている」(658号)

「同盟は行政闘争が本質的に権力闘争であることを明らかにしている」(474号)

そして解同が階級闘争する団体であることを次のように明らかにしています。

「わが解同の闘いを階級的観点からする市民的権利を保障させるブルジョア民主主義闘争として評価しなければならないにもかかわらず・・・」(463号)

「我々が社会意識をとらえるとき、敵対的、階級的対立を抜きにして社会意識などというものを考えたこともなければ、どの文章にも書いたことがない。」(475号)

行政を権力とし、行政闘争は行政に「市民的権利の保障」という名で彼らの要求を満たさせる権力闘争、階級闘争の相手としているのです。

階級闘争する解同にとって敵は何なのでしょう。解同は差別を残している元凶として、次のように述べています。

「(アメリカ帝国主義に従属する日本の独占資本は、日本の民主化をくいとめる反動的意図のもとに部落に対する差別を利用している。それゆえに現在では独占資本とその政治的代弁者こそ部落を差別し圧迫する元凶である。)(昭和35年9月 15回全国大会)

大企業を独占資本とし、それらと政府・行政を部落差別の元凶とみて敵視しているのです。

明治維新後、「解放令」によって封建的身分は廃止され、職業の自由も保障されましたが、なぜ部落

差別は残ったのでしょうか。解同は部落差別が残った理由を次のように述べています。

「部落民のみが資本主義社会において新たな存在理由を持つものとして組みかえられて今日まで残ることになったのである」(630号)

「今日では一般労働者の賃金を引き下げ、低生活に引き込み、独占資本に固有な大きな超過利潤収奪の手段としての役割を果たしつつある。ここに、今日の部落問題の本質と存在意義を見いだすことができるのである」(475号)

この主張は、現在の政治権力と独占資本による支配体制が悪の根源、元凶とみる左翼勢力のイデオロギーとほぼ同じことが分かります。このように解同は革命をめざし闘争するイデオロギー集団であることが分かります。解放新聞658号では糾弾を「イデオロギー闘争の場であると考えている」としっかり明らかにしています。

解同は、第7回大会(昭和26年)以来、基本戦術にした「差別行政反対闘争」で闘います。「糾弾闘争」についてどのように位置づけているのでしょうか。

「われわれの部落解放運動は、部落大衆の持っている一切の要求の実現にある。この部落大衆の要求を実現させる手段として行政闘争がある。わが部落解放同盟の中心的な闘争戦術である。この行政闘争は、敗戦後の部落解放運動の到着点としての部落解放委員会活動の革命的伝統を発展させたものである」(404号)

「すべての要求闘争、要求実現の行政闘争が基本」(403号)

「地方自治体に対する徹底した行政闘争がすべて闘いの基本」(430号)

「行政闘争は差別糾弾闘争から発展した部落解放運動の基本で、最も高い闘争形態です」(330号)

部落大衆の要求をどうすれば実現できるのでしょうか。部落大衆の要求を「差別」と認めざる、そのような戦術です。次のように書いています。

「部落民にとって不利益な一切の問題を、部落問題として、差別として考えなければならない」

「部落民に市民的権利を行政的に完全に保障しないことこそ、行政差別である」(32年、12回大会)

「私たちの要求を差別として位置づけることができるかどうか、これが要求実現の一つの決め手になります」(県版24号)

解同に不利益なもの、解同の要求はすべて差別にして、それを行政にいか「差別」と認めさせるか。要求実現のため行政闘争を展開し糾弾して、部落の要求を市民的権利として行政施策で保障させる、ということです。

このように解同は、「差別行政糾弾闘争」という闘争形態で行政を糾弾し、自分らの要求を行政に実現させるイデオロギー集団、階級闘争する集団だということが分かります。

成果を上げた共同闘争

昭和33年の「勤務評定反対闘争」は、解同と広教組・高教組が共闘して反対闘争を展開し、大きな成果をあげました。(本誌43号、45号に掲載)

「勤評は差別を助長し、同和教育を阻害する」と、「勤評は差別」という理由をつけて行政闘争という闘争形態で闘争した事件です。

勤評反対闘争、警職法改正阻止闘争、60年安保条約改定阻止闘争での共闘は解同や教組の運動を大きく前進させました。

次いで解同は、地方自治体に対する行政闘争を基礎としながら、共闘して国に同和対策施策を求める「請願闘争」という闘争形態で闘争を展開していきます。

35年、政府に「同対審設置法」を制定させることに成功すると、昭和36年、16回大会で「全国的な規模による国策樹立の請願闘争」を展開する方針を決め、同年以降、部落解放の国策樹立を政府に要求する「部落解放要求貫徹全国闘争」を、他の労組や教組などと共闘して強力に進めていきます。地方自治体や議会などを突き上げ、地方から国に同和対策を行うよう求めさせる「請願闘争」を行います。この闘争が政府に対する権力闘争であり、地方から中央を包囲する戦術であることを次のように記しています。

「(地方自治体に)われわれの要求の正しさを認めさせ、(中略)地方自治体を通して政府に集中。政府にわれわれの要求に応えざるを得なくさせるのである」(462号)

「われわれが行政闘争という時、末端自治体から中央政府に至る全行政に対する闘争として位置づけたものであり」(463号)

「60年代の部落解放運動は対政府闘争を頂点とする行政闘争を主として闘ってきた。この闘争は日常の諸要求の実現を手段として問題の所在を知り、完全解放の目的を明らかにしこれを勝ち取ろうとするものであって」(474号)

昭和 35 年(1960 年)というのは先に書いたように 60 年安保闘争で左翼勢力が結集して激しく阻止闘争を行っていた時期です。

40年8月、このような解同の要求貫徹闘争の中で「同和対策審議会」答申を出させました。

「(答申は)長年にわたる闘いが獲得したものであり、今後の闘いの『武器』として活用していく」

闘いで勝ち取ったという認識です。「答申」が出されるとこれを「武器として闘う」という本部方針を決議し、各地で「同対審答申完全実施要求」を掲げた行政闘争を繰り広げていきます。

「同対審答申完全実施要求」の運動はさらに発展し、「特措法制定」を求めて地方自治体に対する闘いを基本に、政府、国会に対する激しい闘いを展開します。

「人民管理」を勝ち取った「府中事件」

昭和42年5月、同年11月の「府中事件」「尾道アンケート事件」は、このように「同対審答申」完全実施、特措法制定を求めて自治体に対する行政闘争を激しく行っていた時に起き、糾弾した事件です。(本誌45号に詳細を載せています)

府中事件というのは、市が行った同和研修で、講師の発言をとらえて糾弾し、県の融和的な差別行政が事件を起こしたと、県行政闘争に闘争を展開し、運動団体が人民管理するよう求めた事件です。同和事業施策を自治体ではなく、解同が主導権を握り管理しようとした事件です。次の文面からもよく分かります。

「部落解放同盟は行政闘争によって勝ち取った同和事業を政府・自治体の手にゆだねて、融和主義的に実施することを許さず、民主的管理を行うことを強く求めてきた」(658号)

解放運動において「融和主義」という言葉は「階級闘争」を目的とした解放運動と区別する中で使う言葉で、行政による同和施策の管理ではなく、運動側が管理・運営することを求める際に使う言葉です。この府中事件の糾弾闘争によって「人民管理」がすすみました。

地方自治体が行う同和施策を運動団体が人民管理する完成形が「窓口一本化」です。

「窓口一本化」というのは、行政主体の同和対策事業を「融和主義」と批判し、運動体が管理・分配をするというやり方をいいます。「権力(行政)から利益を人民の手に取り返す」という階級闘争の論理で、行政闘争によって自治体から「窓口一本化」を勝ち取っていきます。これによって運動団体による同和利権の独占を行っていきます。同時に運動団体に入らないと同和施策が受けられないことを利用して部落住民の支配も行いました。

「窓口一本化」は「特措法」が 44 年 7 月に施行され、同和行政が各地方自治体で展開され始めるとともにさかんに行っていきます。、解同は各地方自治体に「窓口一本化」を要求する「総点検運動」を行います。こういう中で 45 年 8 月、福山市は解同と「窓口一本化」の確認書を結びます。解同を唯一の交渉団体とし、同和事業は解同の意向を尊重し、補助金は解同にしか出さないという内容です。同和施策について行政が主体を失い、運動団体の人民管理を認めたということです。確認書は利権の独占を認める違法なもので、裁判でも「違法」と判決が下されています。行政は法令や司法の判断等、法令順守が不可欠であるにも関わらず、未だ違法な状態を放置したまま改めていません(本誌 13 号に掲載)。違法な行政の姿勢、司法の判決を受けても改めない体制は、後に文部省からは是正指導を受けることにつながります。

階級意識を高めた広高教組

「アンケート事件」は、県教育長が広高教組と解同に糾弾され、「すべての教育活動をとおして同和教育を推進していく」という同和教育をすべての教育に優先させて行う等、誤った同和教育を推進していくことを約束した事件です。(本誌40号、45号に詳細を載せています)

広高教組と解同の共闘は運動を盛り上げ、強い連帯の絆で結ばれます。激しい糾弾に、参加した広高教組の組合員らは強い衝撃を受けます。広高教組は教育労働者としての階級意識を高め、これ以降も解同や自治労との共同闘争を行っていくきっかけとなった事件です。

昭和42年の「府中事件」「アンケート事件」で階級意識を高めた広高教組・広教組は、44年 4 月、スト権奪還を求める公労協とともに全一日のゼネラルストライキに突入します。第一波から第三波までの波状ストを敢行します。第一波(4月11日 広教組 6192 名、広高教組 3609 名)、第二波(4 月 13 日 広教組 5669 名、広高教組 3609 名)、第三波(5 月 23 日 広教組 5567 名、広高教組 3306 名)と非常に多くの組合員が違法ストに突入します。このため警察から強制捜査を受けます。日教組本部の他、広教組本部を含め教組支部13ヶ所、学校33ヶ所、役員宅 53 ヶ所が捜査されています。広教組も広高教組もたたかう教組となったのです。

「特別措置法」を制定させるためにテコに使った「壬申戸籍」問題

「特別措置法」の制定を求めて地方自治体に闘争を激しく行っている、同じ時期に「壬申戸籍」の問題が登場します。本誌32号でこの「壬申戸籍」の件を紹介しています。「壬申戸籍」というのは、明治政府が明治3年に制定した戸籍法に基づいて同4年から編製を行った戸籍のことで、この編製年の干支が壬申(じんしん みずのえさる)であったことから壬申(じんしん)戸籍と呼ばれています。

解同は、この壬申戸籍は差別的記載がある差別戸籍だと43年、政府・法務局に対して糾弾闘争を展開します。戸籍に差別的記載があるのは国の責任だと、責任を国に追及していく対政府闘争です。

「(今年の全国大会 23回大会 43年は)国の制度としての差別という『壬申戸籍』の糾弾、権力によ

る差別という文部省の『差別指導書』の糾弾をテコに、部落大衆の要求実現の手立てとしての『答申』の早急な具体化、そのための『特別措置法』を今国会でなんとしても制定させる方針を確立した。」(410号)

壬申戸籍を問題化し、国の制度としての差別として糾弾し、闘争をテコに、「特別措置法」を国会に制定させる目的のもとで闘争が行われたのです。

鈴木良氏は著書「教科書の中の部落問題」の中でこの壬申戸籍について、「解放令」が出された後に作成されたものなので、賤称を記している戸籍は一般的でない」「父母に旧身分を記載されている例が発見されているが、本人の肩書きに『新平民』と記載された例は私は知りません。報告はない」旨記しています。制度として差別していたのではないことがはっきり分かります。

「壬申戸籍」が「国の制度としての差別」であると糾弾し、これをテコに「特別措置法」の制定を要求するということです。本年令和7年は昭和100年という記念すべき年ですが、この昭和43年(1968年)は、明治維新からちょうど100年目に当たる年で、政府は「明治100年祭」の祝賀行事を計画していました。解同は「差別の100年」であったと反発し、先の壬申戸籍問題とともに反対運動・集会を各地で開きます。

戸籍制度をなくして解体しようという運動が現在行われています。戸籍が差別を存続させている元凶だという考えが基底にあります。戦後、民法が改正され、いわゆる「家制度」はなくなりました。しかし階級闘争する勢力は「戸籍制度が家父長的な社会を存続させる差別制度だ」と主張し、戸籍をなくし、家族を解体してバラバラにし革命につなげようとしています。戸籍の廃止は、家族制度の解体を狙ったものです。夫婦別姓もこの考えから出ています。左翼が家族制度を解体する理論の根拠として使っているのが「個人の尊重」を規定した憲法13条です。日本弱体化政策のもとにつくられた憲法が革命の推進に使われているのです。

一度ならず二度も起こした「総理府占拠事件」

解同は「特措法」制定を要求して「国民大行進」を行う中で昭和43年8月、前代未聞の「総理府占拠」事件を起こします。全学連らが東大安田講堂を占拠した44年1月の暴動に先駆けて起こした暴挙です。力によって自分らの要求を押し通そうとして起こした事件です(45号に掲載)。

驚くような事件ですが、解同は「総理府占拠」の暴挙を一度ならず、二度起こします。二度目の占拠事件は、10年の時限法である「特別措置法」が54年3月に切れる直前の昭和53年10月16日に起こします。「特措法」の延長を求めて厳しい国会闘争をする中、「総理府占拠」を敢行するため、約50名からなる特別行動隊を編成し、前日から綿密な作戦行動を練り合宿までして起こします。占拠当日、「総理府前1000人座り込み」を敢行する中、総理府に侵入し占拠します。占拠した屋上から「特別法強化延長要求」の垂れ幕を何本も吊るします。政府庁舎を占拠した解同は稲村総務長官に団交を要求します。延長を要求して詰めかけた500人もの解同員らによって稲村長官は団交に応じざるを得なくなります。そういう状況下で稲村長官に「法延長の方向で検討する」と確約させました。谷元氏は

「政府庁舎内における担当大臣との大規模な大衆団交は前代未聞で異例のことであった。」(戦後の部落解放運動)と記しています。庁舎を占拠し、団交によって要求を認めさせるという極めて異常で違法なことが行われたのです。このような流れの中で10月20日衆院本会議、20日参議院本会議は「特措法3年延長」を決議します。(谷元氏の同著から引用)

地方から国を包囲して勝ち取った「特別措置法」

昭和44年7月、「特措法」(同和対策事業特別措置法)を10年の時限立法として公布・施行させます。「特措法」が制定されたことに対して解同中央本部は

「今日、われわれは闘いの力によって法律を勝ち取り、解放への一里塚を築いた」(454号)

と、政府から与えられたのではなく、「勝ち取った」という旨の声明文を発表します。

「特措法」制定要求を地方自治体に必ず決議させ、また地方自治体の首長、あるいは知事会、市長会、町村会、各級議会議長会、各級教育委員会、教育長などにも決議させ、政府と国会に強い働きかけをさせること」(420号)

解同は「特別措置法」制定の要求を、地方自治体・首長・教育委員会などあらゆる行政機関に、自己の主体において行うよう強力に闘争を行います。「自らの要求として」政府と国会に強い働きかけを必ず行わせるためとして行政闘争を展開します。総理府まで占拠して「特別措置法」制定の要求をしたことは紹介したとおりです。地方から国を包囲する戦術が功を奏しました。

地方自治体に対する徹底した行政闘争をすべての闘いの基本として闘った成果が「特措法」として現れました。日常の行政闘争で地方自治体、議会を突き上げ、それらが自らの要求として「特措法」制定要求の国民大行動に加わらせ、積極的な役割を果たすよう働きかけた成果です。

特措法が制定された後の闘いをどのようにするのか、次のように述べています。

「『答申』を武器とするたたかいを今までやってきたが、これからは『特措法』を武器としたもっと激しい闘いをやらなければならない。」(437号)

「『特措法』を武器として部落差別の本質に挑む就職の機会均等を保障させる運動を軸とし、一切の日常諸要求を市民的権利要求の内容として行政闘争の水準を飛躍的に高めねばならない。」(454号)

解放新聞は1960年代の解放同盟の闘いを次のように評価しています。

「60年代の運動の焦点は『同対審』の設置、『同対審』答申の完全実施、『特別措置法』の制定におかれていた。このたたかいは部落解放運動が運動を通じてつくり上げてきた闘争形態である行政闘争の集大成というべきものであって対政府闘争として闘われた。同盟は行政闘争が本質的に権力闘争であることを明らかにしている。」(474号)

行政闘争という闘争形態で闘い、「同対審答申」「特別措置法」制定を対政府闘争という権力闘争で勝ち抜いた、ということです。

解放同盟の内ゲバ・分裂抗争

左翼過激派集団は内部抗争を繰り返し、分裂・排除して激しく敵対しますが、解同も内部で対立し、分裂・排除したものどうしで激しく抗争を繰り返します。

まず最初の分裂。昭和35年9月、解同は15回全国大会で綱領を階級闘争の姿勢を強めたものに改正しますが、これに反発した保守派の人々が分裂し、「全日本同和会」を結成します。

さらに分裂・排除は続きます。その発端は昭和40年に行われる参議院選挙における候補者をめぐると対立から始まります。前年39年9月の中央委員会は松本治一郎の推薦を決定しますが、共産党系のグループが「政党支持の自由」を主張して共産党候補の須藤五郎の選挙活動を行ったことから、組織内での対立が深まりました。このような中で昭和40年8月「同対審」答申が出されます。その評価をめぐ

り解同中央と共産党の対立が一気に全面化します。10 月、20 回全国大会の役員改選でほとんどの共産党員を解任し、朝田善之助らが主流派を形成します。

41 年 11 月に松本治一郎委員長が死去、42 年 3 月、22 回全国大会で朝田善之助が委員長になり、「特措法」制定を求める強力な闘争を組織する方針を決定します。46 年、26 回大会で解放理論を「3 つの命題」として運動方針で確定します。共産党の人々はこれを「朝田理論」と言って厳しく批判します。どのように批判しているか、解同がどのようにして組織を分裂・排除したのかよく分かるので紹介いたします。

「1969 年に同和対策事業特別措置法が制定されました。これを契機に、中央本部を乗っ取った朝田派は、暴力的な『差別糾弾闘争』を全国的に拡大し、これを武器に同和対策事業の『窓口一本化』を自治体に強要し、地方自治と教育が大きく破壊されることになりました。『解同』幹部の暴力・脅迫による『差別糾弾闘争』は、1969 年の『矢田事件』を発端にして、1974 年の野蛮きわまりない蛮行をおこなう『八鹿高校集団暴力事件』を引き起こしました。『解同』幹部は、『同特法』により同和対策事業が全国的に実施されたのを契機に『部落民以外はすべて差別者』という部落排外主義をかかげ、反共・暴力・利権あさりの集団へと『解同』組織を変質させ、その言い分にしがわらない人々を暴力的に組織排除しました。こうして組織排除された人々は、当時の『解同』組織の 3 分の 1 にあたりました。」(全解連の 20 年 全国部落解放運動連合会)

さらに同著は、「各自治体や学校現場を支配下におさめるために、いわゆる『朝田理論』と『解放教育論』を武器に、『確認・糾弾』という名の暴力・恫喝を繰り返し、これに反対ないし同調しない人々を屈服させるために次々と暴力事件を起こし、多くの住民を震撼させていました。」とも記しています。

3 命題をもとにして「解放理論とその実践」が行政や学校現場において行われていくのです。

解同と共産党の対立を決定づけた「矢田問題」

44 年 3 月に起こった「矢田教育事件」が解同中央本部と共産党の対立を決定的にします。「矢田問題」を踏み絵にして「差別文書」と認めない者を統制処分し、糾弾し、暴力で次々と排除していきます。従わない府県連や支部に対しては、組織排除し、違う分裂組織を立ち上げます。矢田事件というのは、白昼、勤務時間中の共産党系の教員らを解同員らが学校に押しかけて拉致し、十数時間も監禁して多数で暴力を振るい、「差別」と認めるようリンチした事件です。あさま山荘事件(47 年 2 月)で路線の違いや主導権争いから十数名の者がリンチされ殺害されますが、同じようなリンチが既に行われたのです。

「矢田事件は、『解同』の暴力路線を公然とした最初の重大事件といえる」

と、石川元也氏が明らかにしています。(解同暴力糾明裁判 部落問題研究所)。

組織破壊と暴力支配が矢田事件から始まったのです。

広島では「戸手商業高校事件」という形で表れます。48 年 12 月に小森龍邦県連委員長らが、県立戸手商業高校に、授業時間中多数押しかけて職員室で暴れ、教員らに暴力をふるいます。戸手商高校の教員らが、「矢田問題」を差別文書と認めないことに腹を立てた小森らが直接学校に乗り込んで暴力で教員らを屈服させようとした事件です(本誌 13 号・22 号に掲載)。

45 年 12 月に県立三次高校の女子生徒が自殺したのをきっかけに校長や教員、県教委を糾弾した事件もそうです。主義主張が異なり敵対している共産党系の教員が多い同校を、生徒の自殺をきっかけにして複数回にわたって介入して糾弾し、「三次高校の教育は誤りであった」と校長や教委に認めさ

せた事件です。(本誌 13 号・41 号に掲載)

このころは 70 年安保反対闘争が盛り上がっていた頃で、広島でも高校生らが「全闘高連」を結成し、三次地区でも「県北反戦闘争委員会」を結成するなど過激な政治活動をしていました。広大全共闘学生や中核派が部落研高校生に的を絞って養成・指導しています。

広島県の公立小中学校の過激派教師ら 5 人が、昭和 44 年 10 月、国際反戦デーの暴力革命闘争に参加して革命理論の実践をしていたところ逮捕されたのもこの頃です。(本誌 40 号)

昭和 49 年 11 月に「八鹿高校事件」が起きます。解同が要求する「解放研」(部落解放研究会)の設立を承認しない八鹿高校の教職員らに対して「差別糾弾」に名を借りて行った集団暴力事件です。解同の激しい闘争で、既に身の危険を感じて集団で帰宅していた教職員ら約 60 名を「八鹿高校差別教育糾弾共闘会議」の者らが襲撃し、体育館へ拉致・連行して監禁。13 時間にわたって教師らに暴行を加え、48 名を負傷させます。負傷者のうち 29 名が重傷、1 名が重体となるなど教育界史上、最も凶悪な事件です。教員の糾弾、教育支配の道具として利用される「解放研」を承認せず、団結して抵抗していた共産党系の教員らを暴力で屈服させようとした事件です。

共産党を排除して独占管理

解同広島県連は、44 年 12 月、共産党を排除して呉で「再建」と称して立ち上げます。45 年 9 月、再建解同県連は、共産党系の委員長や副委員長ら約 30 名を除名処分します。

「日本共産党の党利党略にのみ奔走した」「県連合会の組織に対して分裂破壊活動を繰り返し、部落解放運動の進展をいちぢるしく妨害した」

等が処分の主な理由です。この後両者は敵対し続けます。激しい「内ゲバ」といってよいでしょう。運動路線の違い、同和対策施策の利権をめぐる鋭く対立します。

解同は「矢田問題」を使って行政や学校を「点検」し、差別と認めさせ、認めない学校や行政は糾弾して屈服させていきます。

44 年 7 月、「特措法」を制定・公布させます。これを契機に「特措法」を武器にして「差別糾弾闘争」を激しく展開していきます。

解同組織を占拠した中央本部と排除された共産党との対立は非常に激しく、中央本部は「日共差別者集団」とののしり、共産党は「朝田一派の組織破壊と暴力支配」と強く非難し合います。共産党が朝田派をどのように批判しているか、様子がよく分かるので紹介します。

『『解同』朝田派とはどういうものか？ 1960 年の中ごろから、朝田グループは、特定候補者支持を『部落解放同盟』の組織全体に押しつけ、それに批判的な共産黨員や良心的な人々を組織的に排除し、対ソ盲従の反党集団、志賀義雄グループが『解同』一部幹部と結びついて反共策動を強めたことを手始めに、反共、暴力、無法、利権あさりの道を突っ走っていった。とくに、1965 年の同和対策審議会(同対審)答申にもとづいて同和対策特別措置法(同特法)が 1969 年に成立し、同和対策事業が制度的に実施されるようになってから、そうした方向は加速度的に強まった。『解同』朝田派は、見さかいのない反共主義によって、一貫した解放運動の共同者である日本共産党を『宮本差別者集団』などと攻撃する一方、暴力や脅迫をおもな手段として地方自治体に介入して無法な要求を押しつけ、同和対策事業を独占管理(窓口一本化)して利権をあさっている。朝田派は、狭山問題で『中核派』などトロツキスト

殺人集団と手を組んでいる。朝田派は、差別をなくす一助としての同和対策事業に寄生し、法外な同和予算をゆさぶり取り、そこからリベートをとってぼう大な収益をあげ、自治体から毎月手当を受け取るなど、部落問題を利益追求の踏み台にしている。同和対策事業の独占管理によって、彼らのいいなりにならない部落住民を同和施策から排除し、新しい差別をつくりだしている。東京では、自派以外のものを排除する一手段として、イデオロギー『研修』制度を都の同和行政に持ち込み、それを合理化するために『研修』を受けなければ『墮眠』になるなどと、部落住民を『墮民』視することさえしている。」(部落解放運動から引用)

特別措置法を制定させました。解同はその後どのような闘争を行ったのでしょうか。

解同は「特別措置法」具体化要求、「同対審」答申完全実施要求、狭山差別判決取り消し要求を結合した「部落解放国民大行進」を行います。全国各地から東京まで行進し、その間地方自治体に対して要求闘争を行うのです。昭和45年、47年、49年と三次にわたって展開します。

このような取り組みをする中で学校や教育委員会に対して激しい糾弾を行います。この間、次のような自殺者や退職者、死亡事例がおきています。

44年12月、再建直後の解同が県立因島高校を2日間にわたり深夜まで糾弾。糾弾を受けた教員が退職しています。(本誌13号に掲載)

45年5月、県立府中高校の同和主担者A教諭が自宅で自殺。総括文書の作成に疲労困憊していた中での自殺です。(本誌13号)

49年9月には新市町の小学校同和主担者が職員会議の直後、心臓マヒで倒れ死亡します。

解放理論とその実践である「狭山闘争」

「特措法」が施行されていく1970年代(昭和45年～)、部落解放運動によって組織は強化され、拡大するなど質量ともに非常に大きく発展します。谷元氏は次のように評価しています。

「『同対審』答申を武器にし、『3つの命題』で理論武装した部落解放運動の行政闘争や糾弾闘争は向かうところ敵なしの破竹の勢いで飛躍的な発展をみせた。とりわけ狭山差別裁判糾弾闘争は、量と質の両面において部落解放運動の躍進を表徴化する取り組みであった。」(戦後の部落解放運動)

昭和45年3月、解同は25回全国大会で「特別措置法」具体化要求と狭山差別裁判糾明闘争を2つの柱として闘うことを決議します。この後解同は、日常の行政闘争と狭山闘争を結合して闘争します(596号)。

解放新聞480号には「実践と理論の結合」と書いています。実践によって理論を証明するということですが「解放理論とその実践」と言い換えても良いでしょう。

「解放理論とその実践」の代表例として、一番分かりやすく、強力に闘ったのが「狭山事件」です。どのような理論で、どのような実践でしょうか。以下は解同の主張です。

「部落の青年が、部落なるがゆえの差別によって、不当に逮捕され、全くのデッチあげと自白の強要によって無実の罪に落とし入れられ、あまつさえ死刑というもっとも極悪な極刑に処せられようとするこの事実をぜったいに見逃すことはできないのです。」

「このことは部落解放同盟が明らかにしてきた社会意識としての差別観念がいかに根強いものであるかを実証しています。」(490号)

上の主張を読んでいただいて、解同の闘争の理論がお分かりいただけたでしょうか。

「社会の人々の部落に対する強い差別意識があるため、部落の青年が部落に対する差別によって逮捕され、差別裁判を受け、極刑の判決を下されている」

という構図です。解同が結成以来 50 年の闘いを通じて作り上げた解放理論(3命題)(①部落差別の本質 ②部落差別の社会的存在意義 ③社会意識としての差別観念)。

狭山闘争は、闘争(実践)を通して③の社会意識としての差別観念がいかに強いのか、という理論を実証しようとした事件です。「解放理論とその実践」です。石川氏は差別によって犯人とされ逮捕された。だから裁判所に「部落差別による差別で逮捕された事件である」と認めさせる「実証」です。

同時に、狭山裁判に反対する署名を大量に集め、大集会を開くなどして差別裁判として認めさせようとしています。これは理論としてばかりではなく、実践によって、「事実として勝ち取ろう」とする闘争でもありました。

狭山闘争は、行政に対する闘争を権力闘争と位置づけている解同の、司法権力に対する権力闘争です。行政闘争によって行政から「同対審答申」を勝ち取り、「特別措置法」を立法府である国会に制定させました。3権に対する権力闘争が行われたのです。3権に対する部落解放の確立を狙ったのです。

「社会意識としての差別観念が強いから、石川氏は差別で逮捕された」という、狭山闘争で使った解放理論は学校にも持ち込まれます。そして解同の理論が徹底的に教え込まれます。洗脳です。狭山事件を教えている学校というのは、階級闘争する教員らに学習内容を人民管理されているということの意味します。イデオロギー闘争の学校への持ち込み。学校における解放教育の確立です。

ゼッケン登校、同盟休校などが学校で激しく行われます。その日時は、石川氏が逮捕された5月23日、地裁で死刑判決が出された3月11日、高等裁判所で無期懲役判決が出された10月31日、第一次再審請求が棄却された2月の前後です。

東京高等裁判所が昭和49年、地裁判決を破棄して「無期懲役」の判決を出して(10月31日)から、昭和52年、最高裁判所が上告を棄却して無期懲役が確定(8月16日)するまでの間、解同らは、先に記したように「狭山差別裁判取消」の闘争を他の労組や教組と共闘して激しく行います。この49年から52年までの間、広島では6人の教諭や指導主事が自殺、失踪しています。

- ① 昭和51年4月1日、庄原市立川上小学校長が、差別事件があったと介入を受けていた中で自殺未遂。
- ② 昭和51年4月28日、新市町常金丸小学校同和主任教諭が遺書を残して失踪。
- ③ 昭和51年5月16日、県立府中東高校の同和推進 D 教諭(25才)が、山中で首つり自殺。
- ④ 昭和51年5月24日、県立府中東高校の同和主担 E 教諭(40才)が墓地で首つり自殺。
- ⑤ 昭和51年7月 1日、福山市教育委員会社会教育課主事 遺書を書いて自殺未遂。
- ⑥ 昭和52年、福山市立大成館中学校 教諭 自宅付近の山林で首つり自殺。

(①～⑤はいずれも本誌14号に掲載しています)

昭和51年の1年間に5人もの教職員が自殺、自殺未遂、あるいは失踪するというのはどう考えても異常です。特に③と④の県立府中東高校では続けて2人、同和担当の教諭が自殺しています。2人が亡く

なった間には解同が闘争で進める「5.23狭山デー」があります。5月23日というのは石川氏が逮捕された日で、解同が「石川不当逮捕13年」とこれに抗議して解放同盟が総力をあげて闘っていた時でした。全国19都府県の小・中・高校1500校で約10万人の児童・生徒が「同盟休校」に入りました。部落解放中央共闘会議と解同主催の「狭山完全勝利中央集会」がそれぞれ5月22日、23日に1万人ずつ結集して闘争していた時期です。

府中東高校では生徒の発言を差別事件として糾弾を受け、3月から「総括」が行われていました。合わせて「5.23狭山デー」で同盟休校の取り組みのために教員らは連日連夜のように「地域進出」をしていました。そのため同和主担 E 教諭は夜12時を過ぎて帰宅することが多かったこと、D 教諭は疲労困憊していました。自殺はそういう状況の中で起きています。

このように狭山闘争は公立学校にも持ち込まれましたが、反対するとどうなるのでしょうか。

学校で解放運動を行うことに反対する教師を集団で糾弾する「文化大革命」のようなことが起きています。事件は昭和56年「狭山デー」の1月28日、神辺町立神辺中学校で、「狭山再審勝利」のワッペンを解放子ども会の生徒らだけでなく、教員も着用との提案に、「運動を公教育に持ち込むな」と反対した教師を、3年生の学年集会で「解放子ども会」の生徒らを使って糾弾しています。法令を遵守しようという教員を、主義主張の違いから糾弾するという、左翼過激派が行う「総括」が行われたのです（本誌15号に詳細を載せています）。反対や批判は断じて許さず、集団によるリンチが行われたのです。

（石川氏は第3次再審請求を申し立てていましたが、令和7年3月11日死去しました。東京高裁は3月18日までに審理打ち切りを決定しています。）

地方自治体に行った「解放理論とその実践」

「特措法」が公布されるというのは、同和施策を法律を根拠にして要求できるということです。「特措法」を制定させた解同はこれをどのように使っていくのでしょうか。解放新聞に次のように書いています。

「今回の『特別措置法』を一つの踏み台とし、差別行政に反対する地方自治体闘争を激化し、国にその責任を追及してゆく闘いを更に一層強化しなければならない。そして『同対審』答申の完全実施を目指す闘いをより発展させなければならない。」（448号 44年4月「特措法」案が国会に提出された際、解同中央上杉佐一郎書記長の意見）

「今年こそ、われわれは『答申』および『特別措置法』を末端自治体ならびに地方自治体に対する行政闘争の武器とし、また中央政府に対しては『確認事項』をテコとして『特別措置法』の具体化を必ずたたかいとらねばならない。」（25回全国大会 決議 昭和45年）

「行政に対して『特措法』を武器として同和予算の増額の闘争を進めなければならない」（県版23号）

「組織づくりにも要求闘争の質的な発展にも『特措法』具体化の闘い、『答申』完全実施要求のたたかいが何よりの武器となることはいうまでもありません。」（県版24号）

上記のように、解同は「特措法」を武器にして闘争を激化していきます。

地方自治体に対して行政闘争を日常的に行い同和予算の増額・解同への補助金等を要求します。昭和46年に解同が地方自治体に行った行政闘争、同和予算一覧表を本誌33号に掲載しています。一般会計に対する同和対策費の割合が10%を超える自治体が多数あります。県の同和予算も昭和46年が5億8500万円だったのが、47年は10億4400万円、48年16億5400万円とうなぎ登りに増加しています。

解同の要求に応えなかったらどうなるのでしょうか？ 解同が満足する補助金等を出さなかった本郷町の例があります。本郷町では町庁舎に解同員ら 1000 名が押しかけて取り囲んで暴れまわりました。本誌 24 号と 25 号にその様子を載せています。青年行動隊という者達がヘルメットをかぶり竹の棒を振り回して駆け回る中、200 名の解同員らが町長らに団交を要求し、解同へ約 500 万円の委託助成金を払うことと「研修」を行うことを認めさせています。「研修」というのは解放理論を受け入れさせる研修です。地方自治体は「朝田理論」を武器に「確認・糾弾」という名の暴力・恫喝を繰り返し受ける中で次々と屈服していきます。「部落民は主要な生産関係から差別によって除外されてきたから行政が保障をするのは当然だ」という解放理論「部落問題の本質」を使つての实践、行政闘争・要求闘争がなされていきました。

闘争に対する批判は一切許さない

解同を批判したらどうなるのでしょうか？ これも典型的な事例があります。昭和47年10月に行われた衆議院選挙の際、共産党が「暴力を背景に『同和』の名による自治体、教育への干渉をやめさせます」と選挙公報に公約を載せますが、これに激しく反発し、配布の妨害をした事件です。解同に不利益な主張、言動は徹底して排除する。選挙は民主主義の根幹で、立候補者の「言論の自由」や国民の「知る権利」は徹底して守られなければなりません。暴力や威圧で自由な言論・主張が封じ込められた事件です。共産党の選挙公報の「暴力を背景に・・・」という記述が「社会意識としての差別観念に依拠して意図的に差別助長を行っている」という、「解放理論」によって、立候補者の言論を弾圧、選挙管理委員会を糾弾して解同への批判を封殺したのです。（本誌23号に詳細を掲載しています）

マスコミも糾弾して同和问题への批判を封じる

同和问题を批判的に報道するとどうなるのでしょうか。数多の事例があるのですが、本誌 3 号と18号で取り上げたのを紹介しましょう。

昭和 60年の2月県議会で広島県教育の荒廃を深刻に受け止めた木山徳郎議長が「要請文」を出したことを RCC テレビが夕方のニュースで報道しましたが、解同はこれを一方的報道だと抗議します。結局 RCC は謝罪します。

もう一つは朝日新聞が相次ぐ校長自殺を取材し、「同和问题との関わりを全く否定することは難しい」旨の記事を書きますが解同が糾弾します。謝罪させ、事実上の訂正記事を書かせています。相次ぐ自殺というのは、昭和 56 年 1 月に福山市立桜丘小学校校長、同年 1 月に豊田郡本郷町北方小学校校長、同年 4 月に佐伯郡廿日市町宮内小学校校長が連続して自殺したことです。わずか 3 ヶ月の間に 3 人の校長が自殺したのですからどう考えても異常です。「同和がらみ」との批判は徹底的に抗議し糾弾しています。こうしてマスコミからの批判は封じ込められ、同和问题への批判は「タブー」となりました。ここに狙いがあると筆者は考えています。同和问题への批判は絶対に許さない、できなくさせる。まるで中国か、北朝鮮のような言論統制です。同和问题への批判を報道できない、問題を公にできないといった社会意識をつくりあげた。それが広島の公教育をここまでひどくしたのです。

災害被害も解放理論で差別と結びつける

もう一つ「解放理論とその実践」の例をあげてみましょう。災害による被害を部落差別によるものと

行政闘争で認めさせ保障させた事件です。

昭和 47 年 7 月 11 日・12 日、中国地方を大雨による災害が襲います。特に災害は県北、県西部に大きな被害をもたらしました。その中でも三次市の被害はかつてない規模で、双三郡、比婆郡一帯、高田郡、山県郡方面も被害が著しく、甲奴郡では山崩れによって家屋が倒壊するなどの惨状となりました。部落の人々も大きな被害を受けました。もちろんそれ以外の人々も甚大な被害に遭いました。解同はこの災害による被害を差別と関連づけて行政闘争を行います。8月8日、解同は県知事と県の関係部課長と団交し、「集中豪雨による被害が部落に集中したのは、部落差別によるものであり、その責任は県行政にある」と認めさせます。これは「部落民は主要な生産関係から除外され、立地条件の悪い場所に住まわされた」という解放理論「部落差別の本質」と結合させた追及です。「差別によって立地条件の悪いところに住まわされていたから、集中豪雨の災害で部落に被害が集中した。差別によって住まわされていたのだから、行政が責任を持って解決しろ」というような論理です。解放理論「差別の本質」を使った「解放理論とその実践」が行われ、知事に認めさせたことで「集中豪雨による災害被害は部落差別によるものである」と解放理論を「実証」したのです。

教育に対する部落解放の確立

教育に対する部落解放の確立の例をあげましょう。「採択教科書の使用拒否」事件です。三次と三原の教育事務所管内で昭和47年度使用教科書として採択し、決定していた「大阪書籍」と「清水書院」の中学生用の歴史教科書を「部落問題の記述が差別的になっている」などといって変更を要求して闘争し、実際に使う教科書を換えさせます。この事件の影響は2年後に行われる小学校の教科書の記述にも大きな影響を与えます。教科書採択で「使用拒否」を受けていた大阪書籍は小学生用教科書に初めて部落問題を記述したのです。これ以降、各社の歴史教科書の部落に関する記述は、「主要な生産関係から除外された」「分裂支配するために身分差別制度をつくった」などと、解同の解放理論「部落差別の本質」「部落差別の社会的存在意義」にもとづいて教科書の内容が記述されていきます。これによって階級闘争史観・政治起源説に基づいた誤った歴史教育がこの後、延々と続けられていくことになったのです。イデオロギーが教育を支配したのです。（本誌36号に詳細を掲載しています）

税制度に対する部落解放の確立

解同の闘争の矛先は国税局にも向かいます。税行政に対する権力闘争です。解同は国税局に「同和対策控除」と「窓口一本化」を求め行政闘争を仕掛け、「7 項目確認」を認めさせます。昭和 47 年 2 月 5 日、解同中央本部代表と岡山・広島・山口各県連代表らが中国管区広島国税局と団交し、次のような内容の「覚書」を取ります。

- ① 中国 5 県の税制申告は、中国 5 県連合会で組織した企業連が中心となってまとめ、広島県連が一括して提出する。
- ② 同和控除は解同中央本部と相談して決定する。
- ③ 国税局内の職場研修を行う。
- ④ 「同和」対策事業については課税対象としない。

「同和利権の真相① 宝島社」は、この「覚書」を「税務申告フリーパス～利権のシステム化」と次のように批判しています。「つまり国税局は、企業連経由の税務申告ならフリーパスで認めます、と言

っているのだ。事実上、『脱税』を公認したようなものである。」「この『7 項目』こそが、その後の解放同盟の利権を形成した大きな柱である。」

税制に対する部落解放の確立です。

「3 つの命題」と「同対審答申」で理論武装して要求闘争を組織し、県内の各市町村に対して行政闘争を展開する解同の勢いは大変なものでした。谷元氏は昭和 45 年から後の解同を次のように表現しています。

「同対審答申を武器とし、『3 つの命題』で理論武装した部落解放運動の行政闘争・要求闘争の威力は絶大であった。1970 年代に怒濤の進撃を続け、部落解放運動史上において量質ともに最大の発展をつくり出していくことになった。」(戦後の部落解放運動)

左翼過激派集団の暴力闘争は人々から信頼を失ない孤立していきます。1970 年代は、大阪万博が開催され、高度経済成長の中、人々の生活が豊かで便利になるなど明るい時代のイメージが強いですが、しかし一方で理論武装した解放理論で行政闘争という闘争形態で実践をしていった解同は、組織を強化し拡大していきます。解放理論とその実践はまさに怒濤の進撃となりました。階級意識を高めた広教組・広高教組も職員会議を多数の組合員によって議決する場にするなど、職場の人民管理を進めていきます。